

「児童相談所における第三者評価業務委託」契約結果

児童相談所における第三者評価業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

児童相談所における第三者評価業務委託

2 委託内容

横浜市が設置する児童相談所における相談援助、組織運営、関係機関連携、子どもの権利擁護の取組等について、専門性を有する第三者の視点から評価を行う。

3 契約の相手方

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

4 契約金額

990,000 円

5 契約日

令和8年8月19日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
一般社団法人 日本児童相談業務評価機関	399	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

■ 委員会開催日時及び開催場所

令和8年6月22日(月) 14時30分～15時30分 市庁舎13階 N-03

■ 評価委員の出席状況

5名中5名出席

■ 議事内容

提案者ヒアリング、プロポーザルの評価結果の集計、第1位の決定

■ 事務局

こども青少年局こどもの権利擁護課

■ 評価基準

次頁別紙のとおり

8 問い合わせ先

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課養護支援係

TEL：045-671-2394 email：kd-yo-go@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度児童相談所における第三者評価業務委託
提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を付けます。評価委員 1 人あたり、評価点の満点は 100 点とします。

3 評価点の最も高い者が 2 人以上ある場合の対応

「評価基準兼評点表」の「事業の実施内容、事業の実施体制、適正な事業実施 (No, 2・3・4)」の評価点の合計が高い提案者を上位とします。

それでもなお同点の場合には、「法人の運営能力 (No. 1)」の評価点の合計が高い提案者を上位とします。

4 評価委員会を欠席した評価委員の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

- (1) 評価項目、評価の視点及び基準については、「評価基準兼評点表」のとおりです。
- (2) 各評価項目にて 1～5 の 5 段階評価を行い、係数を乗じた数値を評価点数とします。
- (3) 評価委員 1 人当たりの評価点数の 60% を基準点とします。採点の結果、1 人でも基準点に達しない場合は原則として不適格とします。